

平成27年度第2回宇都宮市個人情報保護運営審議会議事録

1 開催日時 平成27年11月12日(木) 午前9時30分から

2 開催場所 宇都宮市役所 B1中会議室

3 出席者

会長 A

委員 B

C

D

E

事務局 行政経営部 行政経営課職員

4 会議の状況

(1) 開会

事務局 [開会]

本審議会は、宇都宮市個人情報保護条例に基づき、個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るために必要な事項を調査審議するものであります。

是非とも、忌憚のない御意見を賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、会議に入らせていただきます。

会議の進行は、会長にお願いしたいと存じます。

よろしくお願いいたします。

(2) 審議

会長 それでは、早速、審議に入りたいと思います。

本日は、案件が1件ありまして、まず、実施機関から説明をしていただき、その後で、内容について審議したいと思います。

では、平成27年度諮問第1号「証明書コンビニ交付システムの導入について」、実施機関から説明いただきたいと思います。

[実施機関(市民課)入室]

会長 では、所属とお名前をお願いします。

[実施機関(市民課)自己紹介]

会長 では、諮問の内容についての説明をお願いします。

[実施機関（市民課）による諮問内容説明]

会 長

ありがとうございました。

では、皆様から御質問等がありますでしょうか。

C委員

この審議会では、個人情報がどのように守られているかということが審議のポイントになりますが、参考までに、このシステムの導入には、どのくらいの費用がかかるのでしょうか。

実施機関

システムの構築費用につきましては、約1億2,500万円となります。

C委員

それだけの費用をかけて、既存の8か所の自動交付機を廃止して、コンビニ交付を導入するということでしょうか。

既存の8か所の自動交付機は、どのようなところに設置されているのでしょうか。

実施機関

本庁と一部の地区市民センターのほか、駅とベルモールなどに設置しています。

C委員

それら8か所の自動交付機を全て廃止するのでしょうか。

実施機関

既存の自動交付機は、リースとなっておりまして、全ての自動交付機を一斉に廃止するというのではなく、混乱を来さないように、各自動交付機のリース期間が満了するタイミングで順番に廃止してまいります。

C委員

マイナンバーが導入されると、宇都宮市民でも、マイナンバーカードを取得すれば、北海道から沖縄まで全国の全てのコンビニで交付が受けられるということでしょうか。

資料の1ページには、「全国4万7,000店舗のコンビニ」とあるが、この「4万7,000店舗」というのは、全てのコンビニの店舗数なのでしょうか、それとも、セブンイレブン、ローソン、サンクス、ファミリーマートなど、特定の事業者の店舗数なのでしょうか。

実施機関

いわゆる「コンビニ」として私たちが認識しているほとんど全てのものとなります。

C委員

しかし、キヨスク端末のあるコンビニでないと交付はできないということでしょうか。

実施機関

はい。

C委員

キヨスク端末というのは、全てのコンビニにあるものなのでしょうか。

- 実施機関 セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、サークルKサンクスといった大手のコンビニエンスストアについては、既に導入済みとなっております。
- 会 長 全ての店舗においてということでしょうか。
- 実施機関 日本国内の店舗に限られますが、大手のコンビニエンスストアについては、国内の全ての店舗に導入済みとなっております。
- C委員 資料の4ページのスケジュールによると、平成27年11月にシステム事業者と契約締結することになっていますが、システム事業者というのは既に決まっているのでしょうか。
- 実施機関 既にプロポーザル方式による候補者の選定は行っておきまして、この審議会の御意見を頂いた上で、契約締結をしたいと考えております。
- C委員 このスケジュールによると、平成28年1月以降に、審議会において特定個人情報保護評価の再評価の意見聴取を行うことになっていますが、これは改めて審議会を開催するというのでしょうか。
- 実施機関 再評価の意見聴取につきましては、1月以降に、準備が整い次第改めてお願いしたいと考えております。
- C委員 このシステムを導入することによって再評価が必要になるということでしょうか。
- 事務局 本年4月の審議会におきまして、特定個人情報保護評価の意見聴取をさせていただいた際に、住民基本台帳に関する事務の評価についても御意見を頂いたところでありますが、住民基本台帳に関する事務につきましては、今回のコンビニ交付システムが導入されることで、評価書の内容に大きな変更が生じてくることとなりますので、実施機関におきまして再評価を行いまして、その上で審議会の皆様にも改めて御意見を頂くということになります。
- C委員 分かりました。
- 会 長 ほかに何か御意見はありますか。
- D委員 参考にお聞きしたいのですが、先ほどのC委員の質問に対して、導入経費として約1億2,500万円かかるという回答がありましたが、一方では事務の効率化が目的になっていると思いますので、その費用対効果について、人的経費などが削減されると思うのですが、システムの導入によって得られ

る削減効果をどのくらい見込んでいるのでしょうか。

実施機関 今のところ、平成33年ぐらいには運用経費等と比較した場合、職員5名程度が削減できるものと見込んでおります。

さらに、その後も同じような利用状況が続けば、導入費用も回収できるという見込みとなっております。

D委員 年間5人ほどの事務員を削減することができて、1人当たり700万程度の費用とすると、それが継続すれば、回収できる見込みということですね。

実施機関 はい。

D委員 分かりました。もう1点質問しますが、既に先行的に行っている自治体があると思うのですが、これまでに、システムを導入したことによって問題があったということはありませんか。

実施機関 コンビニ交付を導入した自治体におきまして、これまでに、そのような問題があったという事例は報告されておられません。

C委員 情報漏えいなどはなかったということでしょうか。

実施機関 はい。

B委員 2点質問しますが、1点目は、資料の3ページ目の5(2)に「生体認証によるデータ管理室への入退室管理」という記載がありますが、これは、本人認証と記録をしているという意味でしょうか。

「入退室管理」という記載には、生体認証による本人の認証と、その入退室の記録も含まれているという意味でしょうか。

実施機関 作業者の入退室の記録は残ります。

B委員 記録は残るとのことでしょうか。

市において、その記録を管理する責任者というのは誰かということについては、資料に記載していないのでしょうか。

つまり、資料の5の「(2) 証明書発行サーバー等に関する情報セキュリティ対策」についても、資料の5の部分の全体の管理責任者は誰になるのでしょうか。

それから、もう1点質問しますが、2ページ目の4の「(2) 機能」のところに、「システム事業者の証明書発行サーバは、システム操作等のログ情報を取得・管理する」と記載されていますが、システム事業者ではなく、市に

においては、どの部署がこれを管理することになるのでしょうか。

実施機関 この資料には記載はありませんが、個人番号の公的認証の所管は市民課と
なっております。

B委員 では、資料には記載はないが、このシステムにおいて取り扱う個人情報の
内容は、全て市民課が管理するということでしょうか。

入退室管理についても同じでしょうか。

実施機関 証明書発行サーバは、市が契約するシステム事業者のデータセンターにあ
りますので、入退室管理につきまして、一義的に管理をするのはシステム事
業者となります。

B委員 一義的にはサーバを管理するシステム事業者が管理して、この事務に関す
る全体の管理は市民課が行うということでしょうか。

実施機関 はい。

B委員 標準の仕様としてそのような仕組みで管理されるということでしょうか。

実施機関 はい。

C委員 別紙2のシステム概要図に「宇都宮市」の中で「既存住基システム」、「既
存戸籍システム」というものが記載されていますが、これらの管理運営の責
任者は市民課ということでしょうか。

実施機関 はい。

C委員 市民課長が責任者になるということでしょうか。

システム事業者との契約においては、責任者のことやデータ管理室への入
退室管理などについて、詳細に規定していくことになるのでしょうか。

実施機関 はい。

C委員 責任者のことやデータ管理室への入退室管理などについては、システム事
業者との契約書の中で全て規定されるわけですね。

B委員 分かりました。

会 長 その他に何かありますでしょうか。

E委員 システム構築費が約1億2,500万円になるということでしたが、来年
の10月から稼働されると、実際の運用には、年間どのくらいの経費がかか
るのでしょうか、また、その経費は市が全て負担することになるのか。

実施機関 運用経費につきましては、年間約2,170万円かかります。その他に委託手数料といたしまして、交付1枚ごとに123円かかります。

E委員 コンビニに委託手数料を払うということでしょうか。

実施機関 はい。

B委員 例えば400円払って、そのうちの123円がコンビニに支払われると、市の収入は277円ということになるわけですね。

実施機関 はい。

E委員 別紙1の「証明書交付センター」の下に「広域交付サーバ」と記載されていますが、この「広域交付サーバ」は、この図の②から③の「申請情報送信」の過程を通っていると思いましたが、別紙2を見ると、システム事業者の「データセンター」の「証明書発行サーバ」の下に「広域交付サーバ」と記載されているから、正確に言うと、別紙1の図の④から⑤の「証明者情報送信」の過程で「広域交付サーバ」を通ると理解すればよいのでしょうか。

「広域交付サーバ」を通る情報の流れはどのようになっているのでしょうか。

実施機関 別紙1のとおり、住民からコンビニを通して本人確認情報や証明書の交付を申請する情報が証明書発行サーバに送信されるのですが、その過程で、証明書交付センターの広域交付サーバを経由することになります。

E委員 別紙2の図とは、順番が異なるのではないのでしょうか。

実施機関 別紙2については、データの流れを示した図ではなく、システムの接続の概要を示した図でありまして、省略しているところもありますが、別紙1の②から③へのデータの流れも、④から⑤へのデータの流れも、両方同一のLG-WAN回線を通っております。②から③へのLG-WAN回線と④から⑤へのLG-WAN回線が2つあるわけではありません。

E委員 1つのLG-WAN回線で送受信するというのでしょうか。

もう1つ質問しますが、別紙1の「事業者データセンター」に「証明書発行サーバ」があるが、ここには住民基本台帳の情報が貯まっていくというイメージなのでしょうか。

実施機関 はい。

E委員 証明書発行サーバにあらかじめ貯まっている情報を引き出すということか、

それとも、コンビニを通して請求があった都度に、市のサーバから証明書発行サーバに引き出されるということでしょうか。

実施機関 証明書発行サーバには、市のサーバにある住民基本台帳に関する情報のうち、証明書の発行に必要なデータだけがあらかじめ送信されて貯まっている状態になっております。

E委員 証明書発行サーバにあらかじめ貯まっているということは、非常に大切なデータが事業者データセンターの中に常にあるということになりますね。

B委員 もう1点質問しますが、資料の3ページの7の2点目で、「データ中継サーバは、証明書データを保持せず、店舗においては、証明書発行後にキオスク端末から証明書データが削除される」と記載されているが、システムのプログラムは操作によっていろいろなことができるので、メンテナンスを行うプログラマーが証明書データを自分のところに送られるように操作することもできてしまうかもしれないが、プログラムのチェックというのは、定期的に行うのでしょうか、あるいは、メンテナンス等があった時点で市民課がチェックするのでしょうか、このような詳細なことをどのように管理しようとしているのでしょうか、個人情報削除されたことは何をもって証明されるのでしょうか、プログラムを書き換えれば、自由に操作できてしまう可能性があります。

実施機関 証明書コンビニ交付システムにつきましては、専用のソフトウェアによりまして、証明書を交付した時点でデータが消去されるというものになっております。

このソフトウェアにつきましては、地方公共団体情報システム機構とコンビニ事業者において、証明書コンビニ交付の契約をする中で、システムの仕様として、そのようなシステムを構築することが決められております。

D委員 即時に削除されるということですね。

実施機関 証明書の印刷後には、即時に削除される仕組みとなっております。

B委員 それは、どのくらいの頻度で削除されるのでしょうか。その都度ですか。

実施機関 その都度削除されます。

D委員 分かりました。

B委員 その都度削除されて、それを削除しているかどうかの定期的なチェックは

しないのでしょうか。

実施機関 市町村でチェックを行うということはありません。

B委員 チェックまで含めて委託していることですか。

実施機関 はい。

D委員 つまり、証明書が発行された時点で、機械的に即時に削除されるという仕組みになっているということでしょうか。

実施機関 この証明書交付のサービスをシステム事業者が開始するに当たっては、システム事業者において、使用するソフトウェアのテストなども繰り返し行われ、地方公共団体情報システム機構からの了承も受けた上で、システムが稼働されることになっております。

B委員 市民課の所管するところではないかもしれないが、国の場合は会計検査院が2年ごとに検査に入っていますが、市においては、そのような仕組みはないのでしょうか。

実施機関 市が直接検査するということはありません。

B委員 国の外郭団体である地方公共団体情報システム機構において管理するというのでしょうか。

実施機関 はい。

B委員 分かりました。

会 長 ほかに何かありますでしょうか。

D委員 コンビニ事業者等における証明書データというのは、即時に削除されるということだが、データセンターと証明書交付センターには常にデータが入っているということなののでしょうか。

実施機関 証明書交付センターの広域交付サーバ上においても、即時に証明書データは削除されることになっております。

D委員 削除されることによって個人情報保護されるということなのですか。

実施機関 個人情報は、コンビニ事業者等や証明書交付センターでは管理しないということになっております。

会 長 私からいくつか質問しますが、証明書コンビニ交付システムの導入の効果としてコンビニエンスストアで取得可能ということが記載されています。コンビニというと24時間営業しているところが多いと思いますが、証明書交

付の時間としては午前6時30分から午後11時までとなっており、この時間以外の時間は、どこのコンビニのキヨスク端末においても一切交付されないような状況になるのでしょうか、どのように時間の制限をすることになっているのでしょうか。

実施機関　　まず、地方公共団体情報システム機構が運営している証明書交付センターが稼働していないと交付ができない仕組みになっており、証明書交付センターの稼働時間が午前6時30分から午後11時までとなっておりまして、市町村ごとにこの時間帯の範囲で、交付時間を選ぶことが可能なのですが、本市としては証明書交付センターが稼働している最大限の時間を選択して、この時間帯は証明書の交付が可能になるようにしたいと考えております。

会　長　　コンビニのキヨスク端末というのは、地方公共団体情報システム機構が行っている証明書の交付以外にも対応しているという意味では、24時間稼働はしているが、証明書の交付に対応するのは、この時間帯のみという理解でよろしいでしょうか。地方公共団体情報システム機構の稼働時間帯の中で、宇都宮市としては、最大限の時間帯で交付ができるような契約をすることによって、市民に最大限の長時間で証明書を交付できるようにしたということですね。

この制度を利用するためには、市民の皆さんが、個人番号カードを取得していることが前提になると思うのですが、報道等によると、カードを取得する人はあまりいないのではないかと、実際にどこまで取得する人がいるのだろうかという話を耳にする。より多くの方に利用していただいて、費用削減という観点からは、多くの人にカードを取得してもらって、より多くの人に利用してもらわないとあまり意味がないということもあると思うが、カード取得の見込みについて、どのように考えているのでしょうか。

実施機関　　国の見込みによりますと、平成27年度中に人口の8%、平成28年度に4%ということなのですが、御指摘のとおり、市民の皆様がこの制度を利用していただかないと効率化も進まないもので、今は過渡期ということで、市民も制度が理解しにくいというような状況もあるとは思いますが、市としても、窓口での初回の交付は無料となっていることでもありますので、これから市民の皆様に向けまして、周知啓発など、カードの取得を推進してまいりたいと

考えております。

会 長 資料の3ページの5の「(3) 個人情報保護の徹底」の中で、「システム事業者との契約締結に当たっては、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講じる旨を契約書に規定する」との記載があるが、4ページの「9 今後のスケジュール」の中では、平成27年11月に「契約締結」と記載されている。既に契約を締結したということだとすると、契約書において個人情報保護のためにどのような規定を盛り込んだのでしょうか。

実施機関 平成27年11月中に契約を締結する予定であります。この審議会の御意見を頂いた上で、契約を締結したいと考えていることから、今のところ締結はしていません。

今のところ予定している契約の仕様といたしましては、「秘密の保持」、「目的外使用の禁止」、「複写・複製の禁止」、「情報管理の徹底」などを規定することになります。

それから、既に契約予定のシステム事業者が個人情報の管理を適正に行っている事業者であることは概ね確認しておりますが、「個人情報や秘密情報に係る記録媒体を格納するところは施錠できる保管庫にする」であるとか、あるいは「入退室管理ができる部屋に格納する」というように、適正な管理の徹底についても規定いたします。

情報管理に当たっては、必ず記録が残るようにすることも規定することになります。また、市が求めればその管理記録を見せることも規定いたします。

C委員 資料の3ページの5の「(3) 個人情報保護の徹底」の中で、システム事業者においては、「関係者による情報漏えい防止のための情報セキュリティに関する啓発・教育を定期的実施する」と記載されているが、私は、これが非常に大切だと思っているので、是非、啓発・教育については、遵守が徹底されるように契約書の中に盛り込んでもらいたい。

最近、杭打ちデータ改ざんの問題があったが、あの問題については、事業者の社員の基本的な姿勢が欠けているのではないかと感じられ、啓発・教育が全く徹底されていないと思われま。

システム事業者には、基本的な姿勢はともかく、個人情報の保護ということが大前提であるということを十分に徹底してほしい。そのためには、この

啓発・教育は、非常に大切だと思っているので、要望だが、啓発・教育の徹底について、是非、契約書の中で規定していただきたい。

D委員　私もC委員と同意見でありまして、資料を読ませてもらうと、システムとしてセキュリティ対策が十分にとられることは分かりますが、全てにおいて人が関わってくることとなりますので、今は、人為的な漏えいというのが非常に問題になっていると思うので、C委員の意見のように、一般的な社員教育に加えて、定期的かつ徹底した社員教育というものを契約書の中で規定していただきたいと思います。

会　長　ほかに何か御質問等がありますでしょうか。

E委員　今後の見通しとしては、コンビニ交付として取り扱うことができる証明書の対象は増えていくのか、今のところは、見通しも分からないのでしょうか、まずは、今回対象となった住民票等のコンビニ交付を実施していくということなのでしょうか、市としては、コンビニ交付の対象についてどのように考えているのでしょうか。

実施機関　今のところ、平成29年3月から所得証明や課税証明などの税関係の証明書について取り扱うことを考えております。

税証明等については、別途、この審議会で御審議いただくこととなります。

E委員　順次実施していくということですか。

実施機関　はい。

C委員　まずは、住民基本台帳システムと戸籍システムだけを対象にして実施していくが、税等の様々な証明システムについては、来年以降対象が増えていくということでしょうか。

実施機関　税証明については、平成29年3月以降、対象にしていきたいと考えております。

D委員　順次実施していくということですか。

実施機関　はい。

D委員　まずは、市民課の事務から着手していくということですか。

実施機関　システム構築の都合上、同時に進めることが困難でありまして、この後に税証明について着手していきたいと考えております。

C委員　先ほどの会長の意見のとおり、個人番号カードが取得されない限り、制度

があっても利用されないことになるので、全く意味がなくなってしまうことになります。平成27年度の取得率の見込みが8%ということなので、宇都宮市だと4万人ということになります。その4万人については、カードが取得されればコンビニ交付が利用されることにはなりますが、その他の人に「住民票や戸籍だけしか交付されないのであれば、カードは必要ない」などと思われてしまっただけでは意味がなくなってしまうので、更に税証明など様々なことに使えるようにして、取得しようと思ってもらえるようにしていくべきだと思います。取得しようと思ってもらわないと、手続が煩雑だと思われて、取得されないのではないのでしょうか。今のところは、個人番号について否定的な考えが大勢ではないかと思われまます。個人番号カードが取得されないところのシステムの意味がなくなってしまうので、カードを取得すると非常に便利になるという雰囲気にしていくべきだと思います。

E委員 ただ、対象を増やせば、それに伴って多少コストは上がることにはなりませんね。

実施機関 はい。

E委員 コンビニの便利さは分かりますが、コンビニというのは、機動性がある点はメリットと言えますが、採算が合わないような場合には、すぐに撤退してしまうおそれもあります。

生活する中でコンビニに依存している人もいるし、高齢者などは、コンビニが近くにあるということで、コンビニに対しても公共的な役割のような部分も頼っているように思われます。

コンビニについては、突然撤退することもあるから、少し怖い部分もありますね。

会 長 ほかに何か御質問等がありますでしょうか。

D委員 参考までに質問しますが、コンビニ収納について、この審議会で何年前かに審議していると思います。このシステムの利用の見通しを考える上で、コンビニ収納も一つの指標になると思いますが、コンビニ収納は、どのぐらい利用されているのでしょうか。

実施機関 コンビニ収納については、平成25年度の利用割合につきましては、納税義務者の30%を超えた利用があると聞いております。

D委員 コンビニ収納を利用している人が、コンビニ交付を利用してくれる可能性もあるかもしれないですね。

C委員 個人番号カードを取得すれば利用するかもしれないですね。

D委員 分かりました。

会 長 ほかに質問等はありませんでしょうか。

[「特にありません」と言う人あり]

会 長 よろしいですか。

では、質疑はこれで終了いたします。

実施機関は、退室してください。

[実施機関（市民課）退室]

会 長 それでは、ただいまの質疑を踏まえまして、諮問第1号について御審議いただきたいと思えます。

宇都宮市個人情報保護条例第9条第2号の規定により、電子計算組織等の実施機関以外の者との通信回線による結合を原則として行ってはいけないとなっているところ、個人情報の保護が適切に講じられると認められるときであって、審議会の意見を聴いて特に必要があると認めた場合にはこの限りでなく、例外的に結合も許される場合があるとされており、この審議会では、諮問第1号について、電子計算組織等の通信回線による結合を認めることとするか否かについて審議することになっておりますので、今回は、主に個人情報の保護が適切であるかどうかという点と、特にこのシステムを導入する必要があるかという必要性の観点から御審議いただければと思えます。

皆様、御意見等はいかがでしょう。

B委員 私は、異議はありません。

E委員 必要があるということですね。

会 長 必要性の部分については、個人番号カードの普及が進むかどうかという問題はありますが、市民の利便性が高まるという意味では、必要性のところは否定するところはないと思えます。

また、更に重要な点として、個人情報の適切な保護が行われるかという観点に関しましても、今の説明と質疑の中で審議会としての疑問等も解消されたということによろしいでしょうか。

[「はい」と言う人あり]

会 長 では、諮問第1号につきまして、この証明書コンビニ交付システムの導入については、審議会としては差し支えないものとするのでよろしいでしょうか。

[「はい」と言う人あり]

会 長 ありがとうございます。

 では、諮問第1号については、そのような方向で答申することといたします。

 答申につきましては、本日の皆様の御意見等を踏まえまして、会長一任により作成させていただくということでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う人あり]

会 長 ありがとうございます。

 答申案につきましては、後日事務局から送付いたしまして、内容を確認していただいた上で確定したいと思いますので、よろしく願いいたします。

(3) その他

会 長 それでは、次は「その他」となっておりますが、委員の皆様から何かありますでしょうか。

[「特にありません」と言う人あり]

会 長 事務局からは何かありますか。

事務局 質疑の中でもありましたが、こちらの住民基本台帳に関する事務につきましては、改めて1月以降、特定個人情報保護評価書の作成を行った上で、審議会における意見聴取をさせていただきたいと考えております。

 次回の審議会の時期につきましては、評価書の作成はこれからではあります。例年3月頃に行っている今年度の個人情報の運用に関する報告等に合わせて開催したいと考えておりまして、開催については、改めて御案内いたしますので、よろしく願いいたします。

 また、本日の審議会の議事録につきましては、後日、準備が出来次第、郵送させていただきますので、御確認をよろしく願いいたします。

会 長 それでは、これで、平成27年度第2回個人情報保護運営審議会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。